

平成 28 年度 事務の共同実施 当初計画書

【拠点校名： 宇部市立上宇部中学校】

1 実施目的

- (1) 学校事務の効率化・平準化・適正化を図るとともに、教員が教育に専念できるような環境を整備するため、学校における事務処理を充実させるための体制づくりを行う。
- (2) 事務職員が教員と協働しながら学校運営に積極的に参画することにより、学校の総合力の向上を図る。
- (3) 宇部市教育委員会及び各学校間で連携し、地域全体の学校事務を組織的・効率的に行うことにより、より正確で質の高い事務の提供を行う。
- (4) 宇部市教育委員会と連携し、組織的・計画的な研修を実施することにより、事務職員の資質向上に資する。

2 実施方法及び実施内容

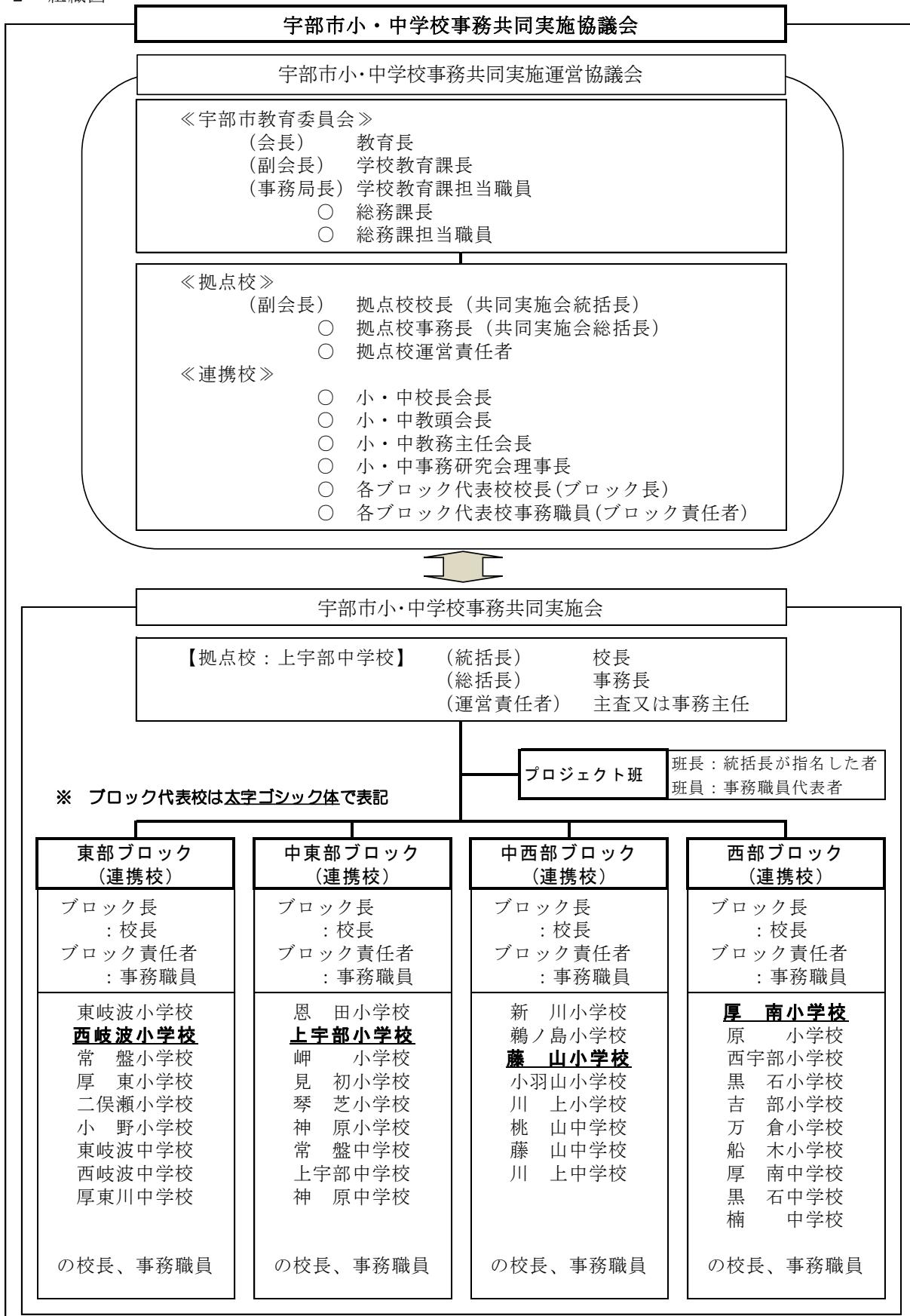
- (1) 実施組織（組織名）、構成員、運営方法(組織図等の添付でも可)
 - ① 実施組織名 宇部市小・中学校事務共同実施協議会（組織図参照）・・・・・・< P 2 >
 - ② 構成員、運営方法
ア 「学校事務の共同実施要綱」による。・・・・・・・・・・・・< P 3 >
イ 「宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会設置要綱」による。・・・・・・・・< P 4 >
ウ 「宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱」による。・・・・・・・・< P 4 >
- (2) 取組の内容(様式 2)
※できるだけ簡略に記入のこと。
 平成 28 年度 事務の共同実施 取組の内容 (様式 2) ・・・・・・・・< P 5 >
- (3) 会議等年間計画表(様式 3)
 平成 28 年度 事務の共同実施 年間計画表(様式 3) ・・・・・・・・< P 6~8 >

3 その他

平成28年度 「きめ細かな学習指導や教育の情報化の支援等のため
事務部門の強化対応を行う学校」実施組織

1 組織名 宇部市小・中学校事務共同実施協議会

2 組織図



学校事務の共同実施要綱

宇部市教育委員会

1 目的

- (1) 学校事務の効率化・平準化・適正化を図るとともに、教員が教育に専念できるような環境を整備するため、学校における事務処理を充実させるための体制づくりを行う。
- (2) 事務職員が教員と協働しながら学校運営に積極的に参画することにより、学校の総合力の向上を図る。
- (3) 宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び各学校間で連携し、地域全体の学校事務を組織的・効率的に行うことにより、より正確で質の高い事務の提供を行う。
- (4) 教育委員会と連携し、組織的・計画的な研修を実施することにより、事務職員の資質向上に資する。

2 組織及び運営体制（別紙 組織図参照）

（1）組織

- ① 宇部市小・中学校事務共同実施協議会（以下「協議会」という。）
 - 協議会の役割
学校事務の共同実施を推進することにより、学校運営の円滑化を図り、学校教育の支援を行う。
- ② 宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会（以下「運営協議会」という。）
 - 運営協議会の役割
設置要綱による。（別紙 宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会設置要綱参照）
- ③ 宇部市小・中学校事務共同実施会（以下「共同実施会」という。）
 - 共同実施会の役割
設置要綱による。（別紙 宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱参照）

（2）運営体制

- ① 宇部市立小・中学校に所属する校長及び事務職員で構成する。
- ② 抱点校
 - 教育委員会は、共同実施事業推進の中心となる抱点校を1校指定する。
 - 教育委員会は、抱点校に事務長、共同実施業務に専念する運営責任者及び事務職員を置く。
- ③ ブロック代表校
 - 教育委員会は、各ブロックにブロック代表校（原則として主査配置校）を1校指定する。

3 抱点校

- (1) 抱点校は、次に掲げる者で構成する。
 - ① 抱点校の校長
 - ② 抱点校の事務長
 - ③ 抱点校の運営責任者
- (2) 抱点校に統括長を置く。
 - ① 統括長は、抱点校の校長を充てる。
 - ② 統括長は、全ブロック・プロジェクト班で編成する共同実施会組織（以下「共同実施会」という。）を統括する。
- (3) 抱点校に総括長を置く。
 - ① 総括長は、抱点校の事務長を充てる。
 - ② 総括長は、統括長の監督を受け、共同実施会を統括し、その円滑な運営を図る。
- (4) 総括長は、必要に応じて共同実施会を招集し、その主宰のもとに必要な事項について協議する。
 - ① 共同実施会の運営に関する事項
 - ② 共同実施会の実施計画に関する事項
 - ③ その他共同実施会に関する事項

（5）抱点校に運営責任者を置く。

- ① 運営責任者は、抱点校の事務職員（主査又は事務主任）を充てる。
- ② 運営責任者は、共同実施業務に専念し総括長を補佐する。また、その円滑な運営に努めるため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ア 県教育委員会、教育委員会等との連携
 - イ 組織内連携校間の調整
 - ウ 他市町抱点校との連携
 - エ 共同実施事業の運営と進行管理
 - オ 共同実施会等関係会議の企画と運営
 - カ 事務職員研修の企画と運営
 - キ 新規採用・若年・臨時の任用事務職員等配置校、事務職員未配置校等への支援
 - ク 共同実施業務に係る旅費の調整
 - ケ 関係組織（県事研、市事務研等）との調整

4 業務

- 共同実施事業に関する業務内容は、概ね次のものを基本とする。ただし、実態に応じた弾力的な扱いも可とする。
- (1) 公費に係る効率的な執行と適正化
 - (2) 学校徴収金等の効率的な執行と適正化
 - (3) 教員が教育に専念できる環境整備につながる支援
 - (4) 事務職員未配置校等の支援による学校間の事務処理水準の均衡化
 - (5) 学校事務職員の資質能力向上等を図る研修の開催
 - (6) 学校運営への参画に係る支援
 - (7) その他

5 服務

- (1) 業務に伴う旅行命令は、県費旅費予算の範囲内で本務校校長が行う。
- (2) 共同実施業務の職務遂行において知り得たブロック内等の個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うと同時に、地方公務員法第34条に規定する守秘義務について厳守する。
- (3) 総括長、運営責任者による兼務業務の範囲は、教育委員会が別に定める。

6 その他

- この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会設置要綱

宇部市教育委員会

1 設置目的

宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び拠点校の校長、事務長、運営責任者や宇部市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）の各代表からなる宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、市全体の共同実施事業の推進及び運営のあり方等の協議を行う。

2 組織

運営協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 教育委員会教育長、教育委員会学校教育課長、教育委員会総務課長、教育委員会担当職員
- (2) 小・中学校校長会長、小・中学校教頭会長、小・中学校教務主任会長、小・中学校事務研究会理事長
- (3) 拠点校校長、拠点校事務長、拠点校運営責任者
- (4) 各ブロック代表校長、各ブロック代表校事務職員

3 役職

- (1) 運営協議会に会長1人、副会長を2人置く。
- (2) 会長には、教育委員会教育長を充てる。
- (3) 会長は、運営協議会を代表し、円滑な運営を図る。
- (4) 副会長には、教育委員会学校教育課長、拠点校校長を充てる。
- (5) 副会長は、会長を補佐する。

4 所掌事項

- (1) 運営協議会の招集は、必要に応じて会長が行う。
- (2) 運営協議会は、会長が主宰し、次の事項について協議する。
 - ① 共同実施会により適正化・効率化が図られる学校事務・業務の協議
 - ② 小・中学校と教育委員会との効率的・効果的な連携方法の協議
 - ③ 共同実施会による学校運営全般の支援体制の協議
 - ④ その他、小・中学校及び教育委員会の共同実施会に関する必要な事項

5 事務局

- (1) 運営協議会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。
- (2) 事務局には、事務局長を置く。
- (3) 事務局長は、教育委員会学校教育課の担当職員を充てる。
- (4) 事務局長は、運営協議会を企画し、会の円滑な運営に努める。

6 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。
この要綱は平成24年4月1日から施行する。
この要綱は平成25年4月1日から施行する。
この要綱は平成26年4月1日から施行する。
この要綱は平成27年4月1日から施行する。
この要綱は平成28年4月1日から施行する。

宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱

宇部市教育委員会

1 設置目的

宇部市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）における拠点校及び連携校の校長、事務職員を中心に、宇部市教育委員会及び小・中学校の教職員と連携した組織を編成し、共同実施事業を推進することにより、学校運営の円滑化を図り、学校教育の支援を行う。

2 組織

小・中学校に所属する校長及び事務職員で構成する。
(別紙 組織図参照)

- (1) 拠点校
拠点校の構成及び業務については、「学校事務の共同実施要綱」による。
- (2) ブロック
① ブロックは次に掲げる者で構成し、小・中学校を4ブロック（東部、中東部、中西部、西部）に分け、共同実施事業の具体的な取組を円滑に行う。
 - ア 拠点校、連携校の校長
 - イ 拠点校の事務長、運営責任者
 - ウ 拠点校、連携校の事務職員
- ② ブロックにブロック長を置く。
 - ア ブロック長は、ブロック代表校の校長を充てる。
 - イ ブロック長は、ブロックを代表し、その円滑な運営を図る。
- ③ ブロック長は、必要に応じ会長が招集した協議会に参加し、その主宰のもとに必要な事項について協議する。
 - ア ブロック共同実施会の運営に関する事項
 - イ ブロック共同実施会の実施計画に関する事項
 - ウ ブロック、その他共同実施会に関する事項
- ④ ブロックにブロック責任者を置く。
 - ア ブロック責任者は、ブロック代表校の事務職員を充てる。
 - イ ブロック責任者は、ブロックを代表し、その円滑な運営（拠点校との連絡調整、ブロック内の連絡調整会の運営等）に努める。
- (3) プロジェクト班
① プロジェクト班は、次に掲げる者で構成し、共同実施事業における重点的な実施内容の推進に向けた取組を行う。
 - ア 拠点校の事務長、運営責任者
 - イ 拠点校、連携校の事務職員の代表者
- ② プロジェクト班に班長を置く。
 - ア 班長は、統括長が指名する。
 - イ 班長は、班の円滑な運営を図る。

3 運営

- (1) ブロック共同実施会における業務の具体的な取組は、運営責任者及びブロック責任者を中心として事務職員が行い、指導助言はブロック長又は会場校校長並びに統括長が行う。
- (2) ブロック共同実施会の開催は、原則として各学期に1回半日とする。ただし、実施内容の早急な取組が必要な場合においては、統括長及び各ブロック長の了承を得たうえ、開催することができる。
- (3) 全体共同実施会（研修を含む）の企画・運営は、統括長及び運営責任者、指導助言は統括長又は事務局長が行う。
- (4) 全体共同実施会は、長期休業期間等において必要に応じて開催する。なお、実施内容の早急な取組が全市的に必要な場合においては、統括長及び事務局長の了承を得たうえ、開催することができる。
- (5) プロジェクト共同実施会は、統括長及び事務局長の了承を得たうえ、必要に応じて開催する。

4 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。
この要綱は平成24年4月1日から施行する。
この要綱は平成25年4月1日から施行する。
この要綱は平成26年4月1日から施行する。
この要綱は平成27年4月1日から施行する。

平成28年度 事務の共同実施 取組の内容

【拠点校名： 宇部市立上宇部中学校】

取 組 内 容	
・適正化に向けた取組 事務の効率化・平準化	<p>①事務職員定例業務のシステム化・・・・・・・プロジェクト班対応 【3/3年次】 (ア)事務職員作成資料・様式・処理ソフトの活用による全市共通処理方法の定着化 (イ)給食関係事務の処理方法・作成様式の統一化</p> <p>②自己目標シートを活用した校内事務処理の適正化・統一化に向けた事務改善</p> <p>③連携校、拠点校訪問支援 (ア)適正な会計処理に向けた指導助言、業務支援 (イ)手当認定・年末調整関係書類の点検、結果報告及び指導助言 (ウ)サービス・手当申請・旅費請求関係書類の照合・点検、結果報告及び指導助言</p> <p style="text-align: right;">【年2回程度：1・2学期】</p>
うな環境整備のための取組 教員が教育に専念できるよ	<p>①教員と事務職員が協働する校内事務のシステム化・各ブロック対応 【3/3年次】 ○学年教材会計、予算執行、文書管理、備品管理事務の全市共通処理方法の定着化</p> <p>②教頭との連携による服務・手当関係書類等の校内処理及び相互確認体制の確立 ○旅行命令・休暇等・勤務実績関係書類等の全市共通方法による事務処理の定着化 (教頭会での説明、留意事項・記入例による教職員への周知)</p> <p>③連携校、拠点校訪問支援 ○教員と事務職員が協働する校内事務の全市共通処理方法の定着を図る助言、支援</p> <p style="text-align: right;">【年2回程度：1・2学期】</p>
向上のための取組 学校事務職員の資質能力	<p>①連携校、拠点校訪問支援 (ア)管理職等への実施内容等の周知、校内取組への協力依頼、実施内容等の中間報告 (イ)事務職員の学校運営への参画等、定例業務処理方法の定着に向けた助言、支援</p> <p>②新規採用・臨時の任用・若年（主事）事務職員所属校訪問支援 (ア)事務職員の学校運営への参画等、定例業務処理方法の定着に向けた助言、支援</p> <p>③市外転入事務職員所属校訪問支援 (ア)事務職員の学校運営への参画等、定例業務処理方法の定着に向けた助言、支援</p> <p>④県費負担に係る事務等監査対象校訪問支援 (ア)事務職員の学校運営への参画等、定例業務処理方法の定着に向けた助言、支援</p> <p>⑤その他対象校訪問支援 (ア)事務職員の学校運営への参画等、定例業務処理方法の定着に向けた助言、支援</p> <p>⑥全事務職員対象研修(全体共同実施会の中で実施)・・・・・・・年2回 ○実務に関する研修（給与、旅費、サービス、事務ネット、市会計等）</p> <p style="text-align: right;">【年2回程度：1・2学期】 【随時】 【年度当初】 【監査前】 【随時】 【年2回】</p>
人材育成のための取組	<p>①新規採用・若年（主事）・臨時の任用事務職員対象研修・・・・・・・年4回 (ア)スキルアップに関する研修（職務理解、適正な事務処理、法令学習、綱紀保持） (イ)月別・例月事務に関する実務研修</p> <p>②新規採用事務職員対象大規模小・中学校訪問研修・・・・・・・小・中学校各1校</p> <p>③中堅事務職員(主任主事、事務主任：50歳未満)対象研修・・・・・・・年3回 ○リーダー養成・スキルアップに関する研修</p> <p>④全事務職員対象研修(全体共同実施会で実施)・・・・・・・年2回 ○学校運営への参画、学校の総合力向上に関する研修</p> <p style="text-align: right;">【年4回】 【年3回】 【年2回】</p>
その他の取組	<p>①市費関係既存事務の適正かつ効率的な処理に向けた関係機関との連携、協議 (就学援助、給食事務等)</p> <p>②新任及び転入校長への事業内容等の取組状況説明（4月上～中旬）</p> <p>③共同実施だより「学校事務の共同実施 !!」の発行（年3回）</p> <p>④実施内容に対する事業評価の実施（校内、全体）</p> <p>⑤市教委グループウェア（スカイ・スクール・エージェント）掲載資料の追加・更新</p> <p>⑥教職員への情報提供に関する事務だより「発信!! つながり」の発行（4回程度）</p> <p>⑦教材備品購入に係る見積書提出の業者への一括依頼（5・6・9月）</p>

平成28年度 事務の共同実施 年間計画表

拠点校名： 宇部市立上宇部中学校

【全体会議・グループ会議等】

年月日	会 議 名	会 場 等	参 加 者	内 容
28. 5月 中旬	共同実施 運営協議会 ①	宇部市ときわ 湖水ホール	○宇部市教育委員会 ○小中学校長会長 ○小中学校教頭会長 ○小中学校 教務主任会長 ○小中学校 事務研究会理事長 ○拠点校長・事務長 運営責任者 ○ブロック代表校長 事務職員	①共同実施要綱等の共通理解（改正部分） ②今年度運営方法・事業計画の説明・協議 ③学校徴収金等取扱方針の説明（改正部分）
29. 2月 下旬	共同実施 運営協議会 ②	宇部市ときわ 湖水ホール		①今年度事業の報告 ②来年度事業実施計画の説明
28. 4. 14 15:30～ 16:30	全体共同実施会 ①	川上中学校		①共同実施要綱等の改正内容説明 ②今年度事業計画の説明 ③各ブロック運営方法の説明
28. 8. 9 9:00～ 16:30	全体共同実施会 ②	宇部市ときわ 湖水ホール	○宇部市教育委員会 (事務局長) ○総括長 (拠点校校長) ○総括長 (拠点校事務長) ○運営責任者 ○拠点校・連携校 事務職員	①学校運営への参画等に関する研修 ○指導講話【義務教育課】 ○実践発表 ②実務研修 ○接遇等（講師招聘） ○旅費・事務ネット【義務教育課】 ○諸手当認定関係書類の点検結果報告 ③全体協議会 ○各ブロック共同実施会実施状況報告 ○各プロジェクト共同実施会実施状況報告 ○協議、まとめ ④情報交換
29. 2月 上旬 13:30～ 16:30	全体共同実施会 ③	宇部市ときわ 湖水ホール		①全体協議会 ○ブロック等における実施状況結果の報告 ○今年度事業のまとめ ○来年度実施内容の協議 ②実務研修 ○旅費・特殊勤務手当書類の点検結果報告 ○学校徴収金取扱事務処理点検結果報告、 今後の適正処理 ○市教育委員会との意見交換会報告
28. 5月 下旬 9:00～ 12:00or 13:30～ 16:30	ブロック 共同実施会 ①			【実施内容】 『教員と協働する校内事務のシステム化の定着』 ●学年教材会計事務 ●予算執行事務 ●文書管理事務 ●備品管理事務 ①今年度の取組内容の共通理解 ②実施状況調査の結果報告 ③各学校の定着化に向けた課題解決の協議
28. 10月 上旬 9:00～ 12:00or 13:30～ 16:30	ブロック 共同実施会 ②	ブロック 代表校等	○所属ブロック長 (代表校校長または 会場校校長) ○総括長 (拠点校事務長) ○運営責任者 ○所属ブロック 事務職員	①取組状況の確認について ○資料作成等の状況報告 ②実施内容の取りまとめ、調整について ○作成資料等の検討、共通理解 ③今後の作業計画について ○資料等のまとめ
29. 1月 下旬 9:00～ 12:00or 13:30～ 16:30	ブロック 共同実施会 ③			①実施内容のまとめについて ○作成資料等のまとめ、校正 ②来年度のブロック実施内容の検討 ③実施内容全体について ○今年度のまとめ、来年度の計画
28. 6. 中旬 13:30～ 16:30	プロジェクト 共同実施会 ①	宇部市 教育委員会 事務局	○宇部市教育委員会 (事務局長) ○総括長 (拠点校校長) ○総括長・運営 責任者（班長） ○連携校事務職員 (選出による班員)	【実施内容】 『事務職員定例事務のシステム化の定着』 ●事務処理ソフトの集約・統一化 ●給食関係事務の統一化 ①今年度の取組内容の共通理解 ②実施状況調査の結果報告 ③各学校の定着化に向けた課題解決の協議

年月日	会議名	会場等	参加者	内容
28. 7月 下旬 13:30～ 16:30	プロジェクト 共同実施会 ②	宇部市 学校給食 センター	○宇部市教育委員会 (事務局長) ○統括長 (拠点校校長) ○総括長・運営 責任者(班長) ○連携校事務職員 (選出による班員)	①取組状況の確認について ○資料作成等の状況報告 ②実施内容の取りまとめ、調整について ○作成資料等の検討、共通理解 ③今後の作業計画について ○資料等のまとめ
28. 12. 上旬 13:30～ 16:30	プロジェクト 共同実施会 ③	宇部市ときわ 湖水ホール		①実施内容のまとめについて ○作成資料等のまとめ、校正 ②来年度のプロジェクト実施内容の検討 ③実施内容全体について ○今年度のまとめ、来年度の計画

【研修会等】

年月日	会議名	会場等	参加者	内容
28. 4月 中旬 13:30～ 16:30	新規採用・若年(主事) 臨時の任用事務職員 対象研修会 ①	宇部市 教育委員会 事務局	○宇部市教育委員会 (事務局長) ○総括長 (拠点校事務長) ○運営責任者 ○連携校対象 事務職員	『実務に関する研修』 ①1学期主要事務の処理方法等 ②旅費に関する事務ネット入力、調査 ③適正な事務処理方法
28. 8月 上旬 9:00～ 12:00or 13:30～ 16:30	新規採用・若年(主事) 臨時の任用事務職員 対象研修会 ②	宇部市 教育委員会 事務局		『実務に関する研修』 ①2学期主要事務の処理方法等 ②予算の適正な執行、管理(市費、旅費等) ③適正かつ効率的な事務処理 ・学校徴収金・旅費請求(県外旅行) ・備品管理(現有確認・廃棄等) ④中学校関係事務処理(部活動指導手当業務)
28. 8月 中下旬 9:00～ 12:00or 13:30～ 16:30	新規採用・若年(主事) 臨時の任用事務職員 対象研修会 ③	山陽小野田 市民会館	『美祢・山陽小野田・宇部市合同研修』 [研修テーマ] ○適正かつ効率的な事務処理について ①指導講話・・・事務長・運営責任者 ②グループ協議 ③まとめ(協議内容報告)	『美祢・山陽小野田・宇部市合同研修』 [研修テーマ] ○適正かつ効率的な事務処理について ①指導講話・・・事務長・運営責任者 ②グループ協議 ③まとめ(協議内容報告)
28. 8月 下旬 9:00～ 12:00or 13:30～ 16:30	新規採用・若年(主事) 臨時の任用事務職員 対象研修会 ④	宇部市 学校給食 センター	○宇部市教育委員会 (事務局長) ○統括長 (拠点校校長) ○総括長(事務長) ○運営責任者 ○拠点校・連携校 対象事務職員	※中堅事務職員との合同研修 『資質能力向上に関する研修』 「適正な会計事務処理について」 ①指導講話・・・義務教育課經理班長 ②実践発表(中堅事務職員) ③グループ協議 ④指導講話
28. 12月 中旬 13:30～ 16:30	新規採用・若年(主事) 臨時の任用事務職員 対象研修会 ⑤	大規模中学校	○宇部市教育委員会 (事務局長) ○統括長 (拠点校校長) ○総括長 (拠点校事務長) ○運営責任者 ○連携校対象 事務職員	『実務に関する研修』 ①3学期主要事務の処理方法等 ②年度末決算に向けた予算執行等 (市費、旅費、校内諸会計等) ③退職給付事務 ④特勤手当等報告の再確認
28. 7月 上旬 13:30～ 16:30	中堅事務職員 対象研修会 ①	宇部市 教育委員会 事務局	○宇部市教育委員会 (事務局長) ○統括長 (拠点校校長) ○総括長 (拠点校事務長) ○運営責任者 ○拠点校・連携校 対象事務職員	◆学校運営への参画に関する研修 【教頭との合同研修会】 ①講義「学校の総合力の向上について」 講師招聘 ②教頭との協議 「教頭と事務職員の協働する事務について」 ◆資質能力向上に関する研修【発表と協議】 ①教頭との合同研修会から学んだこと ②自己目標シートの活用 ③指導助言【事務局長 渡辺課長補佐】

年月日	会議名	会場等	参加者	内容
28. 8月 下旬 9:00～ 12:00or 13:30～ 16:30	中堅事務職員 対象研修会 ②	宇部市 学校給食 センター	○宇部市教育委員会 (事務局長) ○統括長 (拠点校校長) ○総括長 (拠点校事務長) ○運営責任者 ○拠点校・連携校 対象事務職員	※新規採用・若年(主事)・臨時の任用事務職員 との合同研修 『資質能力向上に関する研修』 「適正な会計事務処理について」 ①指導講話・・・義務教育課經理班長 ②実践発表(中堅事務職員) ③グループ協議 ④まとめ
29. 1月 中旬 13:30～ 16:30	中堅事務職員 対象研修会 ③	宇部市ときわ 湖水ホール		◆資質能力向上に関する研修 【発表と協議】 ①実践報告「校内事務の改善について」 【報告者】事務指導員 ②事務指導員との協議 ③まとめ ④指導助言【総括長 井上事務長】
28. 4月 中旬	宇部市財務会計に 関する研修会	宇部市 教育委員会 事務局	○宇部市教育委員会 (総務課) ○総括長 (拠点校事務長) ○運営責任者 ○連携校対象 事務職員 (新規採用・ 市外転入等)	◆適正かつ効率的な事務処理に関する研修 ①学校配算費目・用途の説明 ②財務会計システムの操作説明 ③実務(市費会計事務処理)
28. 12月 中旬 13:30～ 16:30	新規採用事務職員 大規模校訪問研修 ①	大規模中学校	【指導者】 ○訪問校校長 ○訪問校事務職員 ○拠点校事務長 ○運営責任者 【研修受講者】 ○新規採用事務職員	①指導講話 【講師：訪問校校長】 ②事務室・校舎内見学 ③指導講話【講師：訪問校事務職員】 ④研修報告書作成、発表、質疑応答 ⑤指導助言【総括長 井上事務長】
29. 1月 中旬 13:30～ 16:30	新規採用事務職員 大規模校訪問研修 ②	大規模小学校		

【連携校訪問支援等】

No.	年月日	支援先	支援内容	No.	年月日	支援先	支援内容
1	28. 5月下旬 ～ 7月上旬	各連携校 拠点校	①管理職に対する説明、協力依頼 ②手当認定書類の点検、指導助言 ③その他の支援、指導助言	5	年度当初 ※ 3	市外転入 事務職員 所属校	①共同実施事業内容の説明 ②市費予算執行事務に関する説明 ③市財務会計システムの操作説明 ④校内事務処理に対する支援
2	28. 10月下旬 ～ 12月上旬		①今年度実施内容の中間報告 ②服務關係書類と実績手当關係書 類の照合・点検、指導助言 ③年末調整書類の点検、指導助言 ④その他の支援、指導助言	6	監査前 ※ 4	県費監査 対象校	①監査対象關係書類の照合・点検 ②關係書類の照合・確認結果に対する指導助言、修正支援
3	随時 ※ 1	新規採用・ 臨時の任用 事務職員 所属校	①事務職員業務内容、定例事務等 における処理方法等の説明 ②事務処理業務に対する支援、指 導助言 ③共同実施事業内容の説明	7	随時 ※ 5	支援要請 連携校 拠点校	○事務処理の適正・効率・統一化 に向けた業務支援、指導助言
4	随時 ※ 2	若年(主事) 事務職員 所属校	①要請業務・事務改善に対する支 援、指導助言 ②その他の支援、指導助言	8	28. 4月 上～下旬	新任・ 転任校長 所属校	①共同実施事業の概要説明 ②今年度の事業計画の説明 ③校内における事業推進の依頼

※1 新規採用・臨時の任用事務職員所属校支援は、所属校校長との協議により、月1・2回程度を基本とする。

※2 若年(主事)事務職員所属校支援は、所属校校長からの要請により、年3回程度を基本とする。

※3 市外転入事務職員所属校支援は、該当校校長からの要請により、年度当初を1～2回程度とする。

※4 県費監査対象校等支援は、該当校校長との協議により、回数を決定する。

※5 支援要請校支援は、所属校校長からの要請により、協議する。